

# 綾瀬市教育委員会会議録

令和7年8月定例会

令和7年8月19日開議

綾瀬市教育委員会

## 出席委員

教 育 長	長	袴 田 豪	君
教 育 長 職 務 代 理 者		田 中 恵 吾	君
委 員		亀 ヶ 谷 由 美 子	君
委 員		齊 藤 隆 訓	君
委 員		林 紀 美 子	君

## 事 務 局 職 員

市 民 環 境 部 長	増 田 正	君
生 涯 学 習 課 長	瀧 川 泉	君
教 育 育 部 長	大 矢 博 之	君
教 育 総 務 課 長	三 田 哲 郎	君
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 上 貴 司	君
学 校 給 食 セン タ ー 所 長	比 留 川 晋 一	君
参 事 兼 教 育 指 導 課 長	春 木 純 子	君
参 事 兼 教 育 研 究 所 長	渡 邊 倫 康	君

## 書 記

教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 幹	関 洋 平
教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 事	大 竹 智 葉

## 令和 7 年綾瀬市教育委員会会議 8 月定例会議事日程

令和 7 年 8 月 19 日（火）午後 1 時 30 分開議

日程第 1		会議録署名委員の指名について
-------	--	----------------

### 議案

日程第 2	第 22 号議案	令和 7 年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて
日程第 3	第 23 号議案	令和 6 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算・教育委員会関係歳入歳出決算に係る意見の申入れについて
日程第 4	第 24 号議案	綾瀬市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
日程第 5	第 25 号議案	工事請負契約の変更について（案）

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめ御報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出はございませんが、会議途中で傍聴の希望があつた場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議8月定例会を開会いたします。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員」の指名をいたします。

会議録署名委員に、田中職務代理者を指名いたします。

---

○教育長（袴田毅君）

議題に入ります前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第2 第22号議案 令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算に係る意見の申入れについて」、「日程第3 第23号議案 令和6年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算・教育委員会関係歳入歳出決算に係る意見の申入れについて」、「日程第4 第24号議案 綾瀬市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」及び「日程第5 第25号議案 工事請負契約の変更について」は、綾瀬市議会9月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第4号の規定により、それぞれ非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本4件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第22号議案、第23号議案、第24号議案及び第25号報告は、非公開審議とすることに決しました。

それでは、これより非公開とした審議に入れますが、本日は傍聴者がおりませんので、このまま審議を続けたいと思います。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第22号議案 令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、この件を議題といたします。

それでは審議に入りますが、説明は教育部長より教育委員会全体、市民環境部長より市民環境部所管分をお願いいたします。

では、始めに教育部長、お願いいいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第22号議案 令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、御説明いたします。

秘密会議案書の2ページを御覧ください。

中段の提案理由ですが、令和7年度の教育委員会に係る補正予算を市議会9月定例会へ上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、綾瀬市長へ意見を申し入れいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により提案するものでございます。

補正予算の内容でございますが、大きく分けて2点ございます。

一点目は、（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの早期開設に向けて、令和6年度に策定した基本計画において業務の整理等を実施し、薬局棟及びユニットハウスで行う教育支援教室の運営に必要な備品購入費、消耗品費及びクリニック棟改修のための建設工事費の補正を行うものでございます。

2点目は、生涯学習の振興に関する寄附がございましたので、生涯学習振興基金に積み立てを行うものでございます。

寄附金に伴う歳入・歳出につきましては、市民環境部長から御説明させていただきます。

私からは、1点目の教育部が所管する部分につきまして、御説明を申し上げます。

それでは、3ページを御覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」の「2 歳出」を御覧ください。

今回補正を行いますのは、「10款 教育費」、「1項 教育総務費」について、3,225万2千円を増額するものでございます。

また、下段の「第2表 繼続費」につきましては、（仮称）総合教育支援センター整備工事として、令和7年度から令和8年度にかけて、工事を実施することから、継続費としての設定をするものでございます。

次に、4ページ・5ページを御覧ください。

補正を行う歳出の内容を「歳入歳出補正予算事項別明細書」に記載をしてございます。

下段の歳出を御覧ください。

「10款 教育費」、「1項 教育総務費」、「5目 教育研究所費」につきましては、右側の「節」欄に記載のとおり、「10節 需用費」として213万2千円、「12節 委託料」として141万円、「14節 工事請負費」として2,433万円、「17節 備品購入費」として438万円を計上するものでございます。

次に6ページ・7ページを御覧ください。

(仮称) 総合教育支援センター整備工事に関する令和6年度末までの支出額、及び令和7年度以降の支出予定額と事業費の進行状況等に関する調書となります。

以上で、教育委員会関係の補正予算のうち、教育部所管分についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

続きまして、市民環境部長、お願ひいたします。

○市民環境部長（増田正君）

それでは、「第22号議案 令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」のうち、市民環境部所管分について説明させていただきます。

補正予算の内容でございますが、先日、相模原市の法人「株式会社ノジマステラススポーツクラブ」から20万円の御寄附をいただきましたので、受け入れるものでございます。

寄附者の御意向により、生涯学習の振興に活用するため、生涯学習振興基金に積立てを行います。

3ページを御覧ください。始めに、「第1表 岁入歳出予算補正」でございます。

上段の歳入でございますが、「19款 1項 寄附金」について、20万円を増額させるものでございます。

次に、中段の歳出でございます。

「10款 4項 社会教育費」について、20万円を増額せるものでございます。

次に、4ページ・5ページを御覧ください。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」でございます。

まず、歳入でございます。

「19款 寄附金」、「1項 4目 教育費寄附金」でございますが、いただいた御寄附を、社会教育費寄附金として受け入れるものでございます。

続いて歳出でございます。

「10款 教育費」、「4号 1目 社会教育総務費」、「説明欄 1」、生涯学習振興基金積立

金でございますが、いただきました御寄附を、生涯学習振興基金の元金として積み立てるものでございます。

以上で、市民環境部所管分の補正予算についての説明といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第22号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第22号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第23号議案 令和6年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算・教育委員会関係歳入歳出決算に係る意見の申入れについて」、この件を議題といたします。

それでは審議に入りますが、説明は教育部長より教育委員会全体、その後各所属長より所管課の説明をお願いいたします。

では、始めに教育部長、お願ひいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第23号議案 令和6年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算・教育委員会関係歳入歳出決算に係る意見の申入れについて」、御説明いたします。

秘密会議案書の9ページを御覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、令和6年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算・教育委員会関係歳入歳出決算の綾瀬市議会9月定例会への議案提出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、綾瀬市長へ意見を申し入れいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により、提案するものでございます。

それでは、教育費の決算の概要について、説明をさせていただきます。

はじめに、議案書の 10 ページを御覧ください。

「歳入」でございます。

下段の総計にございますとおり、予算現額 11 億 6, 645 万 8 千円に対し、収入済額は 6 億 3, 996 万 3 千 44 円で、収入割合は 54.86 % となっております。

収入割合が低くなっています理由でございますが、小・中学校の改修工事について、国の補正予算に伴い、令和 7 年度に実施予定であったものを令和 6 年度補正予算へ前倒をして計上し、繰越を行ったため、各事業の財源となる国庫支出金と市債について、未収入となっているためでございます。

令和 7 年度に繰り越しました事業につきましては、寺尾小学校教室、棟屋上防水・外壁改修工事、綾西小学校、体育館飛散防止フィルム改修工事、綾瀬中学校、A 棟外壁等改修工事、北の台中学校、体育館棟屋根防水・外壁改修工事となっており、未収入の国庫支出金及び市債につきましては、事業の進捗に合わせ、7 年度中に歳入見込みとなっております。

次に 6 年度決算の特徴的な部分を説明させていただきます。

まず、歳入決算ですが、特に大きく占めるのは、「16 款 国庫支出金」の 1 億 1, 300 万円余、「22 款の諸収入」の 2 億 4, 200 万円余、「23 款の市債」の 2 億 7, 800 万円余で、この 3 つの款で 6 億 3, 300 万円余と、収入の 99.1 % を占めています。

国庫支出金は、学校施設の環境を改善するための事業等に充てられ、また、交付金については、要保護及び準用保護児童・生徒就学援助事業などに充当をされております。

次に、11 ページの「歳出」を御覧ください。

歳出の詳細については、後ほど各課長が説明いたしますので、私からは、総括的な説明をさせていただきます。

歳出の「10 款 教育費」のうち、スポーツ課が所管する 5 項の保健体育費を除いた教育委員会所管の 4 項までの部分でございます。

最下段の総計にございますとおり、支出済額は 28 億 4 千万円余で、予算現額に対する支出割合は、83.06 % となっております。

また、右から 2 番目の欄に、翌年度繰越額がございますが、「2 款 小学校費」と「3 款 中学校費」にございます。

歳入で御説明しましたが、小・中学校の改修工事について、国の補正予算に伴い、令和 7 年度に実施予定であったものを令和 6 年度補正予算へ前倒して計上し、繰越を行ったものでございます。

次に 12 ページを御覧ください。市全体の決算の概要でございます。

市の一般会計全体の決算の規模でございますが、上段の（1）決算の規模のとおり、歳入は 350 億円余で前年度比 4.7 % の増、歳出は 335 億 9 千万円余で、前年度比 4.2 % の増となっております。

歳出の増減要因でございますが、まず減の要因としましては、光綾公園再整備事業の進捗に伴う工事費の減のほか、新型コロナウイルスワクチンが臨時接種から定期接種となったことが挙げられます。

一方増要因としましては、学校給食費の公会計化に伴う経費や、もみの木園建替工事、（仮称）蓼川コミュニティ供用施設建設工事などが挙げられます。

次に 13 ページを御覧ください。

「10 款 教育費」の予算現額、決算額につきましては、教育委員会の所管のほか、市長部局のスポーツ課が所管する予算も含まれておりますことから、先ほどの 11 ページの額とは一致してございません。

次に 14 ページ・15 ページを御覧ください。

市債の状況でございます。

工事等を行う際に市債を借り入れ、事業を実施しておりますが、その借入状況でございます。

区分の欄の中段に太枠で「教育」があります。

令和 6 年度の発行額 5 億 1,000 万円に対し、2 億 4,900 万円を返済いたしましたので、令和 6 年度末の現在高は、28 億 6,700 万円余となっております。

以上が、教育費の決算の概要でございます。

このあと各所属長から各課の主な事業について説明がございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

続きまして、各所属長より説明をお願いいたします。

始めに、教育総務課長、お願ひいたします。

○教育総務課長（三田哲郎君）

それでは、教育総務課が所管しました歳出決算の補足説明をさせていただきます。

令和 7 年 8 月定例会議案資料の 6 ページを御覧ください。

上段の教育委員会運営経費でございますが、教育行政を円滑に運営するための経費としております。

教育委員会会議や教育委員会が所管する事務の点検・評価に関する第三者委員会の開催のほか、

教育に貢献のあった個人及び団体に対して、教育委員会表彰を実施したところでございます。

6年度は、学校教育・社会教育関係で功績のあった6名、スポーツ・芸術関係で功績のあった34名と4団体、またボランティア関係で功績のあった2名と3団体、以上合わせて個人42名と7団体に対しまして表彰をしてございます。

次に7ページを御覧ください。

上段の小学校運営管理経費でございます。

児童が充実した学校生活を送ることができるよう教育環境を確保するため、小学校の運営に要する経費としております。

小学校の管理用消耗品や、老朽化した児童の机、椅子を更新するなど、小学校の円滑な学校運営が出来たものと考えております。

次に8ページを御覧ください。

上段の小学校施設改修事業費でございます。

教育環境の充実を図るため、老朽化した学校施設の改修を行うための経費としております。

近年の猛暑による熱中症対策、加えまして災害対策の観点から、小学校5校への体育館空調設備設置工事を実施しました。

これにより、熱中症警戒アラートが出され、屋外で体育の授業が出来なくなっても、体育館で授業ができるようになり、学校からも好評をいただいているところでございます。

また、学校施設再整備方針・長寿命化計画に基づき、綾西小学校空調設備の復旧工事を実施するなど、計画的に学校施設の改修を行ったものでございます。

なお、国の令和6年度補正予算により措置をされました国補助事業として、寺尾小学校教室棟屋上防水外壁改修工事と、綾西小学校体育館飛散防止フィルム改修工事を7年度に繰り越して実施するため、1億2,928万円を補正措置した経過でございます。

このため、7年度への繰越しを除く実質的な執行残として、約6,500万円が執行率に影響を与えているところでございます。

次に9ページを御覧ください。

下段の中学校施設改修事業費でございます。

中学校施設におきましても小学校施設同様に学校施設の改修工事を行うための経費としております。

また、学校施設再整備方針・長寿命化計画に基づき、北の台中学校自動火災報知設備改修工事や、春日台中学校3階渡り廊下屋根等改修工事を実施するなど、計画的に学校施設の改修を行ったものでございます。

なお、国の令和6年度補正予算により措置されました、国庫補助事業として、綾瀬中学校A棟外壁等改修工事と、北の中学校体育館体育館棟屋根防水外壁改修工事を7年度に繰越して実施するため、2億4,843万円を補正措置した経過でございます。

このため7年度への繰越しと、実質の執行残とした2,700万円が執行率に影響を与えた要因となってございます。

以上で教育総務課の決算の説明とさせていただきます。

○教育長（袴田毅君）

続いて、学校教育課長、お願ひいたします。

○学校教育課長（山上貴司君）

それでは、学校教育課が所管いたしました令和6年度歳出決算につきまして、学務担当が実施いたしました事業に係る補足説明をさせていただきます。

議案書の13ページをお開きください。

上段の教職員健康診断経費でございますが、教職員の心身の健康を保持増進するための事業に係る経費で、教職員定期健康診断の実施等に係る委託料や、労働安全衛生法に基づき設置している産業医への、報酬等に要する経費でございます。

令和6年度の教職員定期健康診断の受診者は301名となりましたが、委託料単価の減により、前年度と比較しまして、36万7,000円の減となっております。

次に、14ページをお開きください。

上段の学務管理費でございますが、学務にかかる事務的経費でございます。

例年実施しております児童・生徒への卒業証書の作成などのほか、令和5年度から導入している学籍管理等を実施する就学事務システムを運営するための経費となっております。

本市の基幹業務の業務システムと連携できる就学事務システムが安定的に運営されることにより、児童・生徒に係る学籍等の情報についてより適切で効果的な管理が可能となり、学校との円滑な情報共有が図られているものと考えております。

次に、下段の要保護及び準要保護児童・生徒就学援助事業費でございますが、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒等の保護者に対して、学用品費や学校給食費など就学に必要な費用の一部を援助するための費用でございます。

令和6年度は準要保護者1,182人のほか、要保護者10名に対して、基準額に基づく援助を行いました。

準要保護者数は、前年度の1,240名と比較して58人の減となり、全体で434万1,000円の減となっております。

なお、生活保護受給者などが対象となる要保護者につきましては、生活保護制度から、生活扶助や教育扶助が給与されていますことから、同制度では給与対象となっていない修学旅行費について、就学援助により援助を実施しております。

次に、15ページをお開きください。

上段の特別支援教育就学奨励事業費でございますが、小・中学校に設置されている特別支援学級や通級指導教室に通う児童・生徒の保護者に対して、学用品費など就学に必要な費用の一部を援助するための経費でございます。

令和6年度の受給者数は148人となり、前年度の130人と比較しまして18人、34万9,000円の増となっております。

給与者数は年々増加傾向にありますことから、引き続き、学用品費などの援助することで、児童・生徒の就学を奨励し、特別支援教育の普及を図ってまいります。

次に、16ページをお開きください。

上段の奨学金給付事業費でございますが、経済的理由により高等学校等での就学が困難な方に対して給付型の奨学金を給付するための経費でございます。

国公立高等学校に通う生徒に対して月額5,000円、私立高等学校に通う生徒に対して月額1万円を給付するもので、令和6年度は131人に対して奨学金を給付いたしました。

前年度の128人と比較し3人、56万6,000円の増となっております。

奨学金の給付により、高等学校等での就学を奨励することが出来たものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○教育長（袴田毅君）

続いて、学校給食センター所長、お願いいたします。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

それでは、学校教育課学校給食センターが所管いたしました歳出決算の補足説明をさせていただきます。

議案資料戻りまして12ページを御覧ください。

上段の学校給食運営経費でございますが、市内小・中学校で学校給食を実施するための経費のうち、給食食材の調達及び調理等に要する経費でございます。

主な経費といたしまして、学校給食食材の調達に係る賄い材料に4億1,487万5,000円、学校給食の調理、給食配達業務などに1億6,558万1,000円、牛乳保冷庫、ガス式連続フライヤーなどの備品購入費に3,471万3,000円、調理用器具、洗浄剤など消耗品の購入に1,341万5,000円となっております。

また、現在も続いております物価高騰の影響による子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国の交付金を活用し、令和6年4月分からは令和7年3月分までの学校給食費の半額を補助するとともに、物価高騰による学校給食の食材費の不足分に対しましても、保護者に負担を求めず、市が補助することで、児童・生徒に提供する学校給食の質を確保いたしました。

前年度決算額との差額3億1,573万3,000円、増減率98.9%の増の主な要因でございますが、令和6年4月から、学校給食費の公会計化に伴い、学校給食食材の調達費である、賄い材料費を支出したことによるものでございます。

続きまして下段の学校給食センター維持管理経費でございますが、学校給食センターの施設維持管理に伴います電気、ガス、上下水道代、光熱水費などの光熱費のほか、物件施設の修繕料、設備点検や清掃委託などが主な経費となっております。

前年度決算額との差額1,981万円、増減率23.9%の減の主な要因でございますが、学校給食の米飯給食の提供方法、個食缶方式から一食提供方式から、飯缶方式に変更したことに伴うですね、食器洗浄機の修繕が終了したことによるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○教育長（袴田毅君）

続いて教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長（春木純子君）

それでは、教育指導課が所管いたしました令和6年度歳出決算につきまして補足説明をいたします。

まず、資料の18ページ上段を御覧ください。

教育指導管理経費についてでございます。

これは、学校の教育活動を支援するための経費で、児童・生徒への配布図書、中学校採択替えに伴う教師用教科書、指導書、デジタル教科書、児童・生徒等に係る保険料、宿泊行事等、看護業務、さらには教材費等の支払いに係る引き落とし手数料のための経費が主なものでございます。

執行率66.5%となっておりますが、これは主に中学校指導書の購入冊数の減と、デジタル教科書つき指導書の発行がふえたことによる、デジタル教科書購入数の減によるものでございます。

また前年度に比べ39.1%の減額となってございますが、これは、小学校採択替えに代わり、中学校採択替えを実施したことに伴う教師用教科書、指導書、デジタル教科書の購入冊数の減によるものでございます。

本事業の効果といたしましては、児童・生徒の読書環境の充実において、一人1冊の配本事業

を行い、子どもたちが本に触れる機会をつくることで、子どもの読書活動を支援することが出来ました。

また中学校で使用する教科用図書、新たに採択したことに伴い、新たな教科用図書に対応する教師用の教科書、指導書、デジタル教科書を購入することにより、学習指導の充実を図ることが出来ました。

さらに、児童・生徒に係る保険料や、宿泊行事等における看護業務を委託した看護師の随行を行うことで、安全・安心な学習環境を支援することが出来ました。

そして、共済費等の支払いに係る引き落とし手数料を公費により負担することで、保護者及び教員の負担を軽減するとともに、キャッシュレス化を推進することが出来ました。

次に、18ページ下段を御覧ください。

障害児童・生徒就学支援事業費についてでございます。

これは障害のある、児童・生徒への支援のため、心身障害児童・生徒就学指導委員会の開催、宿泊的行事に参加する際の介助業務の整備等を行う事業でございます。

執行率68.6%につきましては、入札による委託料の減によるものでございます。

本事業費の効果といたしましては、日常及び宿泊行事において、障害児童・生徒に対してきめ細やかな介助を行うとともに、就学指導委員会での協議のもと、適切な就学先の決定を行うことで、一人一人の実情に合った学習環境を提供することが出来ました。

次に、19ページ下段を御覧ください。

国際交流教育推進事業費についてでございます。

これは外国語活動及び英語教育を充実させるとともに、外国籍児童・生徒等に対する学校生活への適応支援、日本語能力の育成を行うための経費でございます。

本事業の効果といたしましては、外国語指導助手の配置により、子どもたちに生きた英語に触れる機会や外国語の言語や文化に親しむ機会を提供し、英語コミュニケーション能力の充実を図ることが出来ました。

また、日本語指導協力者の派遣により、通訳や翻訳を通じて、指導教員への援助や協力及び外国籍児童・生徒の学校生活への適応指導等の充実推進を図ることが出来ました。

次に、20ページ下段を御覧ください。

学力向上推進充実事業費でございます。

これは児童・生徒の確かな学力向上に向けて、教育指導に係る必要な支援を行う事業で、主に読書の習慣づけや学習意欲を高めるとともに、学校運営協議会を運営するための経費でございます。

本事業の効果といたしましては、学校司書の活動、図書購入等による学校図書館の読書環境の整備により、子どもたちの読書活動を支援するとともに、新たに小学校5年生、6年生を対象に、新聞を活用した補助教材を用いて、児童の読解力の向上に取り組みました。

まだ4年度から開始しております学校運営協議会におきまして、地域と一体となって特色のある学校づくりを進めることで、児童・生徒の学力向上にも有効であったと考えております。

最後に、21ページ上段を御覧ください。

校外活動補助事業費についてでございます。

これは中学校部活動の振興を支援するための経費で、教員にかわって部活動の指導を行う部活動指導顧問への謝礼のほか、顧問等の補佐を行う、部活動指導協力者などの派遣、部活動全般への活動を支援している、部活動振興会への補助金、関東大会以上の大会に参加する生徒の負担軽減のための生徒派遣費補助金が主な経費でございます。

近年急速な少子化、教員の働き方改革の中で、中学生のスポーツ文化芸術活動をこれからも持続可能なものとするため、部活動の地域展開について、生涯学習課、スポーツ課と連携し、部活動推進協議会を5回開催し、地域展開への協議を重ねるとともに、教員、児童・生徒、保護者へのリーフレットの配布、アンケート等も実施し、令和8年夏以降の休日の地域展開の推進に向けて取り組んでまいりました。

部活動指導顧問と、地域の指導者派遣を増やすことで、教員の負担軽減を図るとともに、生徒への専門的な指導を行うことが出来たと考えております。

以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

はい、続いて教育研究所長、お願いします。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

はい、それでは、教育研究所が所管いたしました歳出決算の補足説明をさせていただきます。

議案資料27ページをお開きください。

27ページ下段の教育相談事業費でございますが、教育相談の実施に要する経費でございます。臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを週5回分拡充し、全小学校10校に週1日から3日、教育研究所に週5日、教育支援教室に週4日配置をいたしました。

また、教育一般相談員6人を教育研究所に1人、教育支援教室に5人配置しました。

成果としましては、児童・生徒、保護者及び学校ニーズに迅速に対応することができ、相談や相談予約のとりづらい状況の改善が図られました。

なお、スクールカウンセラーによる全小学校での相談件数は、児童や保護者との相談、ケース

会議、教職員との情報交換等を含めて、1万1,598件でした。

スクールカウンセラーは、通常の教育相談に加えて、教育研究所で行う心理検査に結びつけることにより、不登校や発達障害のある児童の早期発見や早期対応することができ、医療機関へとつなげることも出来ました。

なお、教育研究所における相談件数が1,120件で、うち心理検査は161件でございました。

スクールソーシャルワーカーにおきましては、週3回分拡充し、大規模校の綾瀬中学校、綾北中学校に市のスクールソーシャルワーカーを週2日、そのほかの3校については、県派遣のスクールソーシャルワーカーを週1日配置いたしました。

また、教育研究所に週5日配置し、小学校区の相談にも対応いたしました。

週3回拡充したことにより、スクールカウンセラー同様、児童・生徒、保護者及び学校ニーズに迅速に対応することが出来ました。

なお、市スクールソーシャルワーカーの対応研修件数は2,241件でした。

続きまして、28ページを御覧ください。

28ページ下段の（仮称）総合教育支援センター整備事業費でございます。

増加傾向にある特別な配慮を必要とする児童・生徒や義務教育終了後の子どもたちへの支援の充実を図るため、（仮称）総合教育支援センターを整備するための経費でございます。

当初予算はございませんでしたが、土地・建物を借りてで開設することが決まり、賃貸借に伴う仲介手数料、敷金・礼金の支払い、毎月の賃貸借料などを支払う必要があったため、補正予算にて対応を行いました。

また、基本構想では、建物の必要面積を約1,400平米と見込んでおりましたが、開設場所に決まった物件の面積は約380平米と大幅に縮小していることから、基本構想で定めた機能をどのように実施していくかを定めた基本計画を策定いたしました。

検討委員会は、教育長をはじめ、教育委員会の所属長、市長部局より、健康こども部、福祉部の部課長、小・中学校長、教育支援教室、専任教諭が委員となり、全3回開催をいたしました。

次に、29ページを御覧ください。

上段の小学校ICT化推進事業費でございます。

中学校ICT化推進事業費につきましては30ページ上段となりますが、ほぼ同じ内容になりますので、まとめて御説明をさせていただきます。

小・中学校のICT環境を充実させ、情報教育を推進するための事業でございます。

主な事業内容でございますが、ICT機器の整備、ICT機器消耗品の購入、校務支援システ

ムや機器の賃貸料、賃借料、機器の修繕料などでございます。

令和6年度につきましてはICT機器の操作や活用方法について、専門的にアドバイスを行うICT学習支援を引き続き全小・中学校に配置いたしました。

また、リース期間終了に伴い、パソコン教室の機器更新を行い、教育ICTを活用した教育環境の整備を行いました。

次に、下段の小学校不登校支援事業費でございます。

不登校や不登校傾向の児童の支援を行い、学校への復帰及び不登校の未然防止を図るための経費でございます。

不登校や不登校傾向の児童と生徒が増加しているため、3つの新規事業で支援をしてまいりました。

一つ目が、不登校等支援員の配置になります。

こちらにつきましては会計年度任用職員の経費のため、決算額はこちらのページに記載はございませんが、説明をさせていただきます。

不登校や不登校傾向の児童・生徒に対応するため、不登校等支援員を全小・中学校へ配置し、朝の登校支援や、教室へ直接入室が難しい児童・生徒の対応などの支援を行い、不登校の未然防止、学校への復帰及び学級担任等の負担軽減を図りました。

二つ目の事業が校内教育支援教室の環境整備になります。

教室に入ることが出来ない不登校の不登校傾向の児童は、専用の教室がなく、相談室や保健室で対応しておりましたが、不登校傾向の児童が安心して通えて、学習できる環境を整備するため、丸みを帯びた椅子やパーテーション等で環境を整備し、教室の雰囲気とは異なる校内教育支援教室を全小学校に配置いたしました。

令和6年度の実績でございますが小学校10校で66人の児童が利用しました。

三つ目の事業がオンライン学習教材の導入になります。

教育支援教室の通室生及び不登校傾向の児童・生徒を対象に、既存のタブレット端末を活用し、アニメーションを活用した動画による問題解説など、児童・生徒が自分のタイミングで、いつでも誰でも、一人でも学び直しができ、取り組みやすいオンライン学習教材を導入いたしました。

教育支援教室で15名、小学校で36名、中学校で73名、計124名がオンライン教材を活用し、自主的・主体的に学習に取り組む教育支援体制を構築いたしました。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

続いて市民環境部長、お願ひいたします。

○市民環境部長（増田正君）

はい、それでは生涯学習課が所管いたしました歳出決算の補足説明をさせていただきます。

議案資料3 2ページを御覧ください。

上段の社会教育管理経費でございます。

生涯学習を推進するために必要な委員報酬を始めとする経費でございます。

地域学校協働活動推進員の活動に対する謝礼のほか、社会教育委員への報酬等に要した経費となつてございます。

地域学校協働活動推進員につきましては、本市では、制度開始当初の令和4年度から、全ての小・中学校への配置を行っており、児童・生徒や学校が抱える課題の解決と、未来を担う子どもたちの豊かな成長のため、学校と地域がお互いに連携し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みを進めております。

昨年度につきましては、これまでの学校内の課題やニーズに対する活動支援に加えまして、子どもたちが自治会などの地域活動に参加するといった新たな取り組みも始まっております。

今後も引き続き、地域学校協働活動推進員への情報提供や研修の実施など、活発な事業展開に向けた働きかけを行ってまいります。

続きまして、3 3ページ上段を御覧ください。

家庭教育推進事業費でございますが、家庭内における教育力の向上を図るための取り組みに係る事業費でございます。

昨年度は、新小学1年生を対象に本を配布し、親子で本に親しむ機会や、子どもたち自身が本に出会う機会を提供するためのセカンドブック事業の実施や、幼稚園と各小学校・中学校でそれぞれの保護者のニーズに応じた講座を開催する地域家庭教育講座のほか、本市の元校長先生を家庭教育アドバイザーとして委嘱し、親の在り方や子どものしつけ、家庭内のルールづくり等の講演会を開催するなどし、現代社会における様々な問題について、家庭と地域が考え、家庭内における教育力の向上につながるよう事業を実施いたしました。

最後に3 4ページ上段を御覧ください。

P T A連絡協議会活動補助金でございますが、P T A活動の推進に向けた事業に関し、支援をするための経費でございます。

共働き家庭の一般化による保護者の負担感など、P T Aを取り巻く環境は大きく変化しておりますが、市P連への財政支援を通して、単位P T A相互の情報交換や横のつながりの促進のほか、各種研修会の開催により保護者の学びを通し、児童・生徒の健全育成支援や教育効果の向上につながるよう支援を実施いたしました。

以上で、生涯学習課の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それではこれより第23号議案の質疑・討論に入りますが、こちらも所属ごとに行い、最後に、全体についての質疑、討論を行ってまいります。

では始めに、教育総務課の決算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

はい、亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

全部で2件あります。

まず7ページ上段の小学校運営管理経費のところ、実績及び主な経費の1番最後にまな板包丁殺菌保管庫とありますが、名前を初めて見たような気がするので、どのようなものなのか簡単な説明をお願いしたいこと。

2点目は、9ページの下段の実績及び主な経費の城山中学校グラウンド照明用ケーブル改修工事とありますが、これは盗難に遭ったところの改修工事になると思います。監視カメラなどによる盗難対策について、新たに何か行っていることがあれば教えてください。以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

まず、まな板包丁殺菌保管庫につきましては、家庭科の調理実習のための備品で、プラスチックのまな板が20枚、包丁が40本ほど収納・殺菌できる、高さ約76センチ、間口65センチ、奥行き53センチほどの大きさのものでございます。

この中に15ワットの殺菌灯が1本入っておりまして、保管することで殺菌できるような備品となっております。

また、二つ目の城山中学校で盗難されたケーブルについては、当時外周路に敷設していたケーブルが盗まれましたので、この改修工事では校舎の間にケーブルを通す形で敷設しました。

また、配線ルートの変更に加え、既存の防犯カメラで確認できるような配置に変更したところでございます。以上でございます。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

はい、ほかにございますか。

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

体育館の空調が増えてきたと思いますが、光熱費がどのくらい増える試算をしているのか教えてください。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

最初に中学校5校に設置を行い、年間550万円ほどを想定しておりました。実績を見ますと大体600万弱となっておりますので、概ね想定の範囲内で使われておりますので、1校当たり大体120万ほどを見込んでおります。ただし、通常の屋内照明なども含めた数字となっておりますので多少の増減はあると思います。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課、他はいかがでしょうか。

はい、林委員。

○委員（林紀美子君）

意見というか、お願ひになりますが。

8月2日に綾南小学校の育成会が主催した灯篭流しのお手伝いに行ってきましたが、その際にも空調を使っておりまして、ただ、すごく設定温度下げていたのですが全然効いてなかつたです。

校長先生からも、外気温が高過ぎて日中は使ってもなかなか温度が下がらないので、教育委員のほうで話をしてほしいということを言われまして、ほかの小学校の状況の調査や、小学校の屋根は鉄板のようなもので、上からの熱が強過ぎてなかなか下がらないので、このままだと運動会の練習を体育館で出来ないのではないかという不安の声を聞いたので、検討していただけたらというお願ひです。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

綾南小学校の状況について、実は私も、先般、水泳授業の一環として、座学で着衣水泳の講習を体育館で投影して行ったということで私も同席しておりました。

そのときに状況を確認しまして、改善を図るための指示を内部でしております。まずは体育館の立地状況に応じて、周りに木々や風通し、日光を受ける角度などが影響するということは、掴んでおります。

使い方というところでは、キャットウォークのところに設置をしておりますが、やはり多少ほこりを吸って効率が悪くなっている学校や、暗幕との距離が近く、暗幕を吸い込んで効率が落ちているところもありましたので、掃除をこまめにする、暗幕から距離を取るといった対応をお願いしております。

掃除した後に冷房効果が改善したという事例もありましたが、ほこりがたまるとすぐ効率が落ちてきますので、教頭先生ともお話をさせてもらったのですが、そのような部分で改善を図っており、様子を見ながら対処してまいりたいと考えております。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育総務課のほうはいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

それでは続きまして、学校教育課と学校給食センターの決算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいいたします。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

二点ほど質問と確認がございます。

まず、一点目は確認になりますが、14ページの実績及び主な経費の下段に、準要保護認定率というのがあります。これは全生徒に対する認定をした割合という意味合いでしょうか。

二点目は、次の15ページの奨励費について、給付実績が372万となっており、上段の給食費と学用品等購入費を足してそれを引くと100万近く差が出ています。その部分について具体的に教えてください。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

認定率は、準要保護者数を令和6年の5月1日時点の全児童・生徒数で割って、100をかけて算出しています。

二つ目の御質問ですが、ここには、決算額が多い二項目のみ記載されています。

具体的では、そのほかに通学費、職場実習交通費、交流学習交通費、修学旅行費、校外活動費の宿泊あり・なし、新入学学用品費、オンライン学習通信費等が含まれております。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ありがとうございました。

認定率は全体の児童・生徒数に対する認定の割合という理解でいいですか。

○学校教育課長（山上貴司君）

はい、全児童・生徒になります。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

約20%の割合というのは多いほうですか、少ないほうですか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

認定率は年々下がっていくような状況で、令和6年度は17.7%となっております。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

わかりました。

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

認定率が下がっているのは、認定基準が変わったからという理解でよろしいのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

令和6年度の認定は、令和5年10月の生活保護基準を元にしているので、年によって基準が違うという理由は確かにあります。

○委員（齊藤隆訓君）

17%は他市と比較して高いのでしょうか、それとも低いのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

他市と比べるとやや高いのが現状です。

○教育長（袴田毅君）

県内の市町村ではどうですか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

手持ちの資料ですと、県下16市の中で17.7%は1番高い状況になっております。

以上になります。

○委員（齊藤隆訓君）

県下の自治体全てで同じ基準なのでしょうか。

綾瀬市の基準が緩いのかどうか、何か違いがあるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

基準は市町村によって異なります。令和6年度の綾瀬市では令和5年10月の基準を使っています。

他市では、例えば三浦市は同じ令和5年10月を使っていますが、それ以外では基準年度が異なっているところがあり、一律ではないというお答えになります。

○委員（齊藤隆訓君）

「子育てしやすいまち」という政策の中でこういった認定が受けやすくなっているということも一つあるのかなと思いました。後日また教えていただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

はい、ほかはいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

続きまして、教育指導課の決算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いします。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

介助員、学習支援者、部活動等指導顧問について、配置校と学校ごとの人数を教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

介助員の配置につきましては、予算上は介助員が38人分、看護介助員が7人分となっており

ます。

ただ、1日勤務の方、2日勤務の方、5日勤務の方など、それぞれございますので、延べ人数といたしましては全校に64人配置されていることになります。

学校によって、1名配置されている学校から、多い学校では8人配置されている学校がございます。

学習支援者につきましては、予算上は28.5人分となっております。

内訳としましては、小学校2人、中学校1人、そして大規模校に当たる綾瀬小学校、綾西小学校、綾瀬中学校、綾北中学校は0.5人分を加配しております。

また、緊急対応分として1.5人分を予算計上し、合計で28.5人となります。

こちらも個々の勤務状況によって、延べ人数で小学校が28名、中学校が7名、合計で35名配置している状況でございます。

最後に、部活動指導顧問につきましては、部活動指導顧問が6名、地域クラブの指導顧問が1名、合計で7名となっております。

部活動指導顧問の内訳は綾瀬中学校のバレーボール部と卓球部、綾北中学校のマーチングバンド部、城山中学校の吹奏楽部、北の台中学校の卓球部と吹奏楽部となっております。

地域クラブの指導顧問につきましては、綾瀬中学校を拠点とする陸上競技で、全中学校に配置しているような形になっております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課の決算について、他にございますか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

続きまして、教育研究所の決算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

はい、亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

29ページの下段と、30ページの下段、両方共通することになりますが、実績及び主な経費のところでオンライン学習教材とあり、これは私の意見、気持ちをお伝えしたいと思いまして、学校訪問で、実際に支援ルームにいる子どもたちがオンラインで授業を受けていて、そこにいた二人の女の子からお話を直接聞くことが出来て、オンライン教材によって、教室に入れない子たちにとって学力的にも精神的にも大きなサポートになっていると感じました。ありがとうございました。

とても素晴らしい取組だと思います。このシステムで、不安になっている子どもたちが少しでも救われるといいなと思います。これからもよろしくお願ひいたします。

ここからはお願ひになりますが、学校訪問で支援ルームを拝見させていただいたときに、一つの教室を二つに分割したいと校長先生がおっしゃっていて、中央に発泡スチロールパーテーションを作っていたのですが、上のほうの隙間がうまく埋まらないとおっしゃっていました。

一生懸命な校長先生の姿を見て少し切なくなってしまったのですが、教育委員会が間に入ってうまく協力をあげられないかなと思いましたので、そのような声が学校からあったときには何か手助けをしていただけたらと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○教育長（袴田毅君）

ほかにはございますか。

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

28ページ上段の教育支援教室事業費について、今年の宿泊体験学習と社会見学ではどちらに行ったのか、また引率者が苦労した点などについてお聞かせいただけますとありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育研究所長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

宿泊体験学習では足柄ふれあいの村に行きました。

社会見学では小田原方面、具体的には生命の星、地球博物館や小田原城の見学をしました。

引率者が苦労した点につきましては、これはほかの学校現場でも同じですが、とにかく子どもたちの安全管理にしっかりと気を配っております。

また、ルピナスならではのエピソードになりますが、宿泊体験学習ではお風呂に入る時間があり、修学旅行ではクラスみんなまとめてという時間がありますが、ルピナスに通っている子どもたちはどうしてもの一人の空間でお風呂に入りたいという子が多いので、個々でお風呂に入るような時間配分などの工夫がありました。

また、携帯電話の扱いという点でも工夫をされていて、修学旅行等では基本的に禁止されていますが、ルピナスでは、子どもたちの強い希望もあり、スタッフのほうで配慮して一定時間、例えば「この1時間だけスマホ使ってもいいよ」といった対応をしているというお話を聞きました。

○委員（齊藤隆訓君）

ありがとうございます。

お風呂などは想像していなかったのですが、子どもたちにとってはとても必要な経験だと思い

ますので、ぜひ毎年必ずやってほしいと思いました。

○教育長（袴田毅君）

はい、他はいかがでしょうか。

はい、教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

26ページの上段、授業目的公衆送信補償金について詳しく教えてください。

著作権に関するものだと思いますが、学校や教育研究所で使っているような実例があれば教えていただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育研究所長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

この授業目的公衆送信補償金の前段で、著作権法についてお話をしたいと思います。

田中職務代理も御存じだと思いますが、著作権法第35条において、他人の著作物を授業で使うことは認められています。

ただ、法律で認められているのは印刷物としての配布で、インターネットを経由した著作物の配布は認められていません。

ただ、タブレット端末を使用して授業を行っている中では、配布物に大きな制限がかかってしまいますので、それを防ぐため、授業目的公衆送信補償金という形で、あらかじめ一括で支払いしておくと、インターネットを介しての著作物の配布も可能になる制度となります。

具体例といたしましては、著作物が含まれるプリントをTeamsで子どもたちに一斉配布する、というようなことは先生方も日常的に行っております。

また、インターネットの中に動画等の著作物を保存して、子どもたちがそこにアクセスして視聴するような取組をされている先生もいます。

この補償金を払っていないとそれも著作権法で禁止になってしまいますので、この補償金を払うことによって、このようにインターネットを通しての配布も問題なく行えるということになります。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ありがとうございます。

この100万円近くが市内の全15校分という理解でよろしいですか。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育研究所長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

はい、お見込みのとおりでございます。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

学校訪問で、先生たちがいろいろな手法で工夫されているのを拝見し、すごく感銘を受けました。著作権上の課題を市がしっかりとカバーして、先生方が安心して使えるという理解でいいですよね。

素晴らしい取組だと思いますので、今後もぜひ維持していただければと思います。よろしくお願いします。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育研究所は、ほかはいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

はい、それでは、質疑・討論なしと認めます。

続きまして、生涯学習課の決算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

32ページの地域学校協働活動推進員について、この15名の選出区分、例えば元校長や自治会役員など、分かる範囲内で結構ですので内訳を教えてください。

○教育長（袴田毅君）

はい、市民環境部長。

○市民環境部長（増田正君）

地域学校協働活動推進員15人の内訳につきましては、最も多いのが元PTA役員となっております。続いて多いのが元校長先生、その他は民生委員や青少年育成員、学校評議員会委員などとなっております。

○教育長（袴田毅君）

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ありがとうございます。

下段に総時間数や対象時間数が書かれていますが、1校当たりの平均が37時間、その中心になっているのが推進員の皆さんです。これから地域とのつながりが重要視される中で大切なポイントになると思っておりますので、ぜひ今後も、強力に推進していただければ幸いです。

○教育長（袴田毅君）

はい、そのほかいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

最後に決算全体について質疑等はございますか。

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

教育債について、予算額7億2,450万、収入済額2億7,800万となっています。普通の考え方だと、最初に7億2,450万を借りて、そこから払い出していくイメージになりますが、実際に教育債がどのように入ってくるのか教えていただけたとありがたいです。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

教育債につきましては、借り入れ先はさまざまありますが、教育委員会における使い道としてはやはり学校施設、またスポーツセンターや神崎遺跡資料館などの社会教育施設も含まれています。

1番古いものでは、2001年に借り入れたものが残っており、償還を毎年行っているという状況にございます。

例えば学校で3億円ほどの改修工事を行う場合、市債を財源にして予算を組んでいくのですが、一旦は支払いをしなければいけないので、借りたものをそのまま支払いに使います。

そして残ったものを市債として、毎年分割して返済するという形になります。

○委員（齊藤隆訓君）

この7億2,450万は一度に借りるわけではなく事業ごとということですね。

○教育総務課長（三田哲郎君）

そうですね、必要な分を借りる形になります。

○委員（齊藤隆訓君）

わかりました。

○教育長（袴田毅君）

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

12ページの一般会計決算の概要、地方交付税について質問させてください。

地方交付税の綾瀬の現状について教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

はい、綾瀬市の地方交付税の状況についてでございます。

地方交付税は、地方公共団体間の財政格差を埋めるための国の制度で、交付されるかどうかは財政状況によります。

綾瀬市は平成17年から21年まで不交付団体だった年もありますが、平成22年以降はずつと交付団体となっております。

現在の不交付団体は全国でも80程度で、基本的には都市部に限られています。

令和6年度の神奈川県内の市部では川崎、鎌倉、藤沢、厚木、海老名が不交付団体となっております。

町村部では、寒川と箱根以外が交付団体となっており、県内ではまだ交付団体が多いという状況でございます。

地方交付税は、所得税や酒税、法人税、消費税が原資になっており、各自治体の財政需要額に對して収入額が少ないところに交付されます。

財政需要額は、各自治体の人口や面積、高齢者数、道路などの基準から算定されており、算定項目も年度ごとに異なります。

綾瀬市の場合も収入額が基準に届かないというところで交付団体になっております。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ありがとうございました。

22年以降、綾瀬市は交付団体になっているというお話をいただきました。

どうしても地方交付税をいただいている自治体は、財政的に厳しいようなイメージを持ってしまうのですが、日本全体では多くの自治体が交付団体になっているのですね。

川崎市や、隣の海老名市など、要するに税収が多く必要な経費に十分間に合っているところには交付されていないということですね。

なかなか厳しい財政状況の中で、いろいろな工夫をしながら頑張っていらっしゃるという理解をしましたので、ぜひ今後も頑張っていただきたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

15ページの令和6年度元利償還金の現在高が大体300億ぐらいになっています。これは他市と比較してどのような状況なのか、綾瀬市の立ち位置を教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

県内の水準については手元に資料がないので改めてお示しさせていただければと思います。

綾瀬市では、教育債が全体の2割弱となっておりますが、やはり教育施設を多く持っておりますので、金額としては多い部類になるのかなと考えております。

また、多いところだと土木の部分がやはりインフラの部分で数字が大きく出ているのかなと思っています。

○教育長（袴田毅君）

それでは、決算全体ほかはいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第23号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第24号議案 綾瀬市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願ひいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは「第24号議案 綾瀬市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）に

ついて」、御説明いたします。

秘密会議案書の 16 ページを御覧ください。

綾瀬市議会 9 月定例会に上程する、教育委員会にかかる綾瀬市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例に関する議案について、綾瀬市長より教育委員会へ意見聴取の依頼があつたため、教育委員に意見を求めるものでございます。

条例改正の理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」が準法定事務として法令上に規定され、6 月から情報連携が開始されました。

これまで同事務は市の独自利用事務として条例に規定しており、それが重複規定となるため、条例から削除するものでございます。

併せて、教育委員会において行う「学校教育法による就学援助に関する事務」、「特別支援教育就学奨励費の給付に関する事務」及び「綾瀬市奨学金条例による奨学金の給付に関する事務」について、申請を行う市民の利便性を向上させるため、また、標準準拠システムへの移行に際し、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する「住登外者宛名番号管理機能」を実装するため、新たに独自利用事務として追加するものでございます。

改正内容につきましては、秘密会議案資料の 36 ページ・37 ページを御覧ください。

新旧対照表となっております。

右が現行の内容、左が改正案となっております。

主な変更点につきましては、38 ページ・39 ページを御覧ください。

別表第 1、第 4 条関係でございますが、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を削除し、住登外者の情報の管理に関する事務、学校教育法による就学援助に関する事務、特別支援教育就学奨励費の給付に関する事務、及び綾瀬市奨学金条例による奨学金の給付に関する事務を追加いたします。

次に、46 ページ・47 ページを御覧ください。

別表第 3、第 5 条関係についてですが、教育委員会は法の規定上、執行機関として市とは別機関となることから、追加した就学援助事務等に必要となる市と教育委員会相互間の特定個人情報のやり取りについて新たに規定をいたします。

対象の情報は、「生活保護関係情報」、「生活困窮外国人の保護関係情報」、「地方税関係情報」となります。

以上が改正条例案の主な変更点の説明となります。

続きまして、秘密会議案書の 22 ページにお戻りください。

中段にございます、施行日でございますが、この条例は公布の日から施行となります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第24号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第24号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第5 第25号議案 工事請負契約の変更について（案）」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求める。教育部長、お願ひいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第25号議案 工事請負契約の変更について（案）」、御説明いたします。

秘密会議案書の23ページを御覧ください。

提案理由でございますが、教育委員会にかかる工事請負契約の変更に関する議案について、綾瀬市議会9月定例会に上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、綾瀬市長から意見を求められましたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により提案するものでございます。

24ページを御覧下さい。

今回、綾瀬市長より意見聴取のありました議案につきましては、中段にございますとおり、「令和6年度綾瀬市立綾西小学校空調設備機能復旧工事」になります。

本工事につきましては、令和6年度・7年度の2か年の継続事業として、老朽化した小学校の冷暖房の空調設備を新しいものに更新する工事となります。

26ページを御覧下さい。

変更理由でございますが、国が定める公共工事設計労務単価が令和7年3月1日に改正された

ことに伴い、工事請負契約書第26条第6項の規定により、契約金額の変更を行うものです。

また、一部の機器が想定より生産に時間を要し納期が遅れていることに伴い、履行期限を延長する履行期間の変更を併せて行います。

「2 変更額」、「(5) 請負契約変更額」は1, 396万7, 800円の増となります。

また、「3 変更期間」、「(2) 変更後履行期間」は令和6年11月28日から令和7年12月25日までとなります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第25号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第25号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

---

○教育長（袴田毅君）

これにて、綾瀬市教育委員会会議8月定例会を閉会いたします。

午後3時15分　閉会